第1章 基本的事項

1 計画策定の趣旨

本市では、2013(平成25)年3月に、2022(令和4)年度までを計画期間とする「第3次高知市一般廃棄物処理基本計画(以下「前計画」という。)」を策定し、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指して、市民・事業者・行政の協働により取組を進めてきました。

この間,人口の減少とともに,ごみの総量は減少傾向で推移してきましたが,前計画の目標指標である1人1日当たりごみ排出量(資源となる物を除く)や,資源回収率の目標達成は困難な見込みとなっており,これまでの取組の見直しや強化を図る必要があります。また,人口減少や高齢化の進行等により,自らごみ出しを行うことが困難な方の増加が予想され,粗大ごみの戸別収集の導入検討など,ごみ収集サービスの在り方を検討する必要が生じています。

さらに、近年、地球温暖化対策や、プラスチックごみの削減、食品ロスの削減など、地球規模での環境問題に対する取組への機運が高まっており、2015(平成27)年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、2030(令和12)年までの持続可能な開発目標(SDGs)として、17のゴールと169のターゲットが提示されました。SDGsがめざす国際社会の姿は、「2011高知市総合計画」で掲げる本市の将来の都市像と重なっており、本市の将来にわたる持続可能な発展を図る上でも、積極的にSDGs達成に向けた取組を進めていく必要があります。

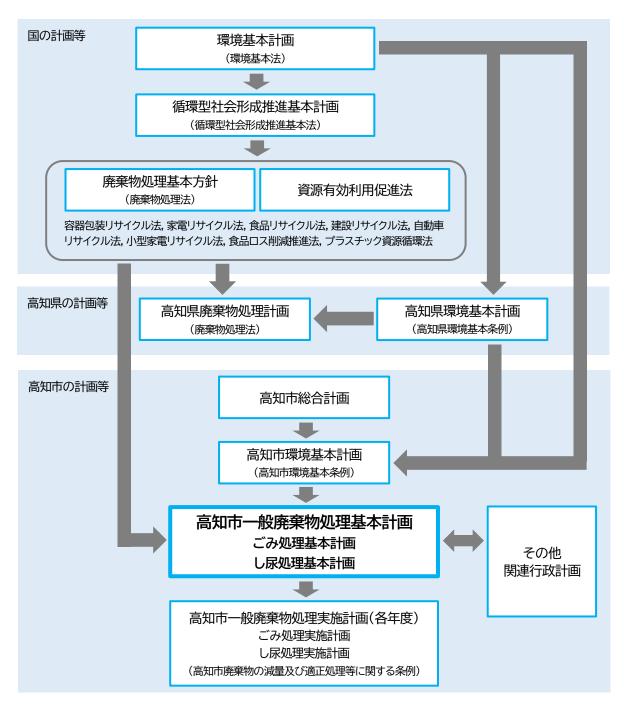
また,2015(平成27)年12月の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において採択された「パリ協定」では,世界全体の平均気温の上昇を,産業革命以前と比べて2℃より十分低く保つとともに,1.5℃以下に抑える努力の追及を目的として,今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量の実質ゼロが目標として掲げられ,世界全体が脱炭素社会の実現に向けて大きく舵を切ることとなりました。

こうした本市を取り巻く環境の変化を踏まえて、今後10年間の廃棄物処理行政の基本的な方向性を示し、循環型社会の形成を着実に推進するため、「第4次高知市一般廃棄物処理基本計画 (以下「本計画」という。)」を策定するものです。

2 計画の位置付け

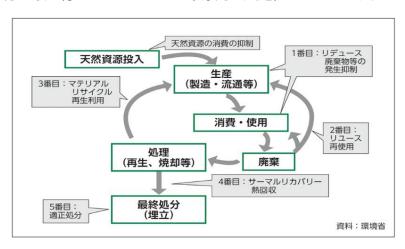
本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項の 規定に基づき策定するもので、長期的かつ総合的な視点に立って、計画的な一般廃棄物の処理 を推進していくための基本的事項を定めたものであり、一般廃棄物行政を進めていく上での基 本的な方針となるものです。

策定に当たっては、本市における上位計画である「高知市総合計画」及び「高知市環境基本計画」との整合性を図りつつ、国や高知県が策定する計画等を踏まえ、今後の一般廃棄物行政における循環型社会の形成に向けた道筋を示しています。



わが国では,循環型社会の形成を推進するための基本的な枠組みを定める法律として, 2000(平成12)年6月に「循環型社会形成推進基本法」(以下「循環基本法」という。)が制定され ました。循環基本法では,環境基本法の基本理念に則り,天然資源の消費が抑制され,環境負荷 が低減される循環型社会の姿が明示されるとともに,循環資源の処理は,①発生抑制,②再使用, ③再生利用,④熱回収,⑤適正処分の順に行われるべきとの基本原則が法定化されています。

また,各主体の役割分担について,廃棄物を排出する国民や事業者が廃棄物処理やリサイクルに対して責任を持つ「排出者責任」と,生産者が自分の製品について製造・設計から使用後の処理まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の考え方が原則として明示されています。



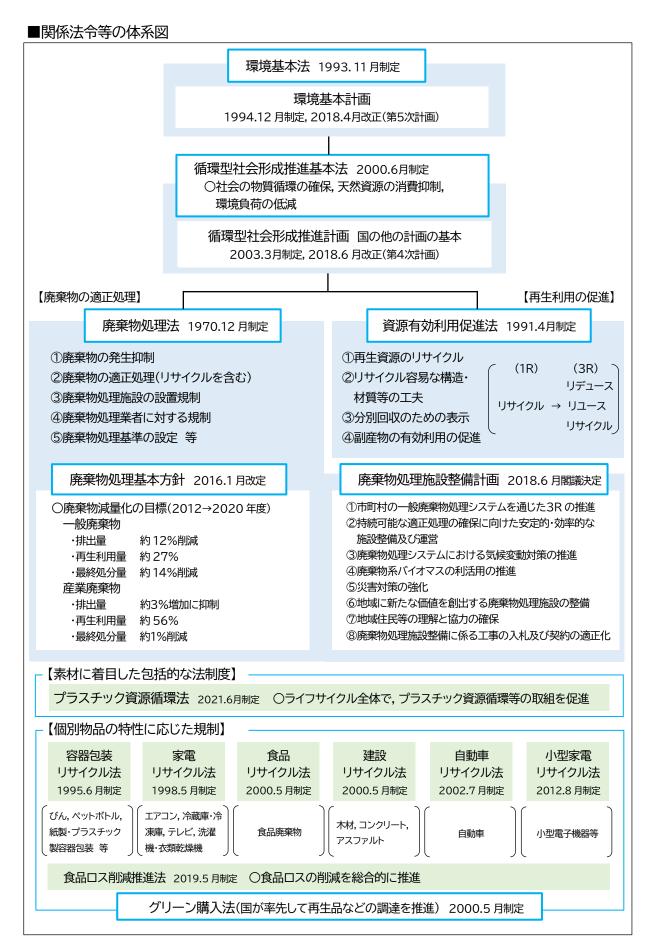
循環基本法の下,廃棄物の発生抑制や適正処理等により生活環境の保全を図ること等を目的とする「廃棄物処理法」,資源の有効な利用の確保を目的とする「資源の有効な利用の促進に関する法律」(以下「資源有効利用促進法」という。), また個別物品の特性に応じた規制を定める「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下「容器包装リサイクル法」という。), 「特定家庭用機器再商品化法」(以下「家電リサイクル法」という。)等の個別リサイクル法があります。

さらにプラスチックの素材に着目した包括的な法制度として,2021(令和3)年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下「プラスチック資源循環法」という。)が制定されるなど,循環型社会の形成を推進するための法体系が整備されています。

■関係法令等の概要

年 月	関係法令	概要			
1993(平成5)年 11 月制定		環境の保全について,基本理念を定め,国,地方公共団体,事業者			
1993(平成5)年11月前足	環境基本法	及び国民の責務を明らかにするとともに,環境の保全に関する施			
1994(平成6)平6月旭1]		策の基本となる事項を定めています。			
		循環型社会の形成について,基本原則を定め,国,地方公共団体,			
2000(平成 12)年6月制定	循環型社会形成推進基本法	事業者及び国民の責務を明らかにするとともに,循環型社会形成			
2001(平成 13)年1月施行	(循環基本法)	推進基本計画の策定、その他循環型社会の形成に関する施策の基			
		本となる事項を定めています。			
		3Rの取組が必要となる業種や製品,10業種・69品目を政令で指			
 1991年(平成3)4月制定	資源の有効な利用の促進に	定し,各指定項目に対し自主的に取り組むべき具体的な内容を省令			
	関する法律	で定め,製品の製造段階における3R対策,設計段階における3Rの			
2001年(平成 13)4月施行 	(資源有効利用促進法)	配慮,分別回収のための識別表示,事業者による自主回収・リサイク			
		ルシステムの構築などを規定しています。			

年 月	関係法令	概要			
1970(昭和 45)年12月制定 1971(昭和 46)年 9 月施行	廃棄物の処理及び清掃に 関する法律 (廃棄物処理法)	廃棄物を産業廃棄物と一般廃棄物に区分し、一般廃棄物は市町村が 処理責任を有し、産業廃棄物は排出事業者が処理責任を有すること を規定しています。また、公衆衛生の向上に加え、公害問題への取組 も含めた生活環境の保全を目的とすることを明示しています。			
1995(平成 7)年6月制定 2000(平成 12)年4月施行	容器包装に係る分別収集 及び再商品化の促進等に 関する法律 (容器包装リサイクル法)	容器包装廃棄物の排出抑制とリサイクルを促進するため,消費者には 分別排出,市町村には分別収集,事業者には再商品化を役割として規 定しています。			
1998年(平成10)5月制定 2001年(平成13)4月施行	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	家電4品目(家庭用エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)について、小売業者による消費者からの引取り・製造業者等への引き渡し、製造業者等による再商品化等を義務付け、消費者には廃棄する際の収集運搬料金とリサイクル料金を支払うことなどを役割として定めています。			
2000年(平成 12)5月制定 2001年(平成 13)5月施行	食品循環資源の再生利用 等の促進に関する法律 (食品リサイクル法)	食品関連事業者(製造, 卸売, 小売, 外食等)による食品廃棄物等の発生抑制・減量や食品廃棄物等のうち有用なものの再生利用・熱回収に関する基本的な事項を定めるとともに, 食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講じています。			
2000年(平成 12)5月制定 2002年(平成 14)5月施行	建設工事に係る資材の再 資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)	特定建設資材(コンクリート塊,アスファルト,木材など)を用いた建築物等に係る解体工事,または特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上の建設工事について,受注者等に分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付けています。			
2002年(平成 14)7月制定 2005年(平成 17)1月施行	使用済自動車の再資源化 等に関する法律 (自動車リサイクル法)	自動車に含まれる三品目(シュレッダーダスト、フロン類、エアバッグ類)は自動車メーカーが引き取り、リサイクル(フロン類は破壊)することを定め、使用済自動車のリサイクル・適正処理を推進しています。また、使用済自動車の処理費用は、リサイクル料金として、自動車の所有者が負担することになっています。			
2012年(平成 24)8月制定 2013年(平成 25)4月施行	使用済小型電子機器等の 再資源化の促進に関する 法律 (小型家電リサイクル法)	消費者, 事業者, 市町村, 小売業者, 認定事業者などが協力し, 回収方法やリサイクルの実施方法を工夫しながら, それぞれの実情に合わせた形でリサイクルを実施する促進型の制度となっています。これは, 使用済小型家電が資源性を有するため, 広域的かつ効率的な回収が可能になれば, 採算性を確保しつつ再資源化することも可能であることから, このような制度となっています。			
2019年(令和元)5月制定 2019年(令和元)10月施行	食品ロスの削減の推進に 関する法律(食品ロス削減 推進法)	食品ロスを削減するため、国、地方公共団体、事業者の責務や消費者の役割等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を規定しています。			
2000年(平成 12)5月制定 2001年(平成 13)4月施行	国等による環境物品等の 調達の推進等に関する法 律(グリーン購入法)	国や地方公共団体による環境物品等の調達の推進,情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必用な事項を定め,環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図ることを目的にしています。国や地方公共団体がグリーン購入を率先して行うことによって,グリーン市場の形成の牽引役を果たし,循環型社会のさらなる推進を図っています。			
2021年(令和3)6月制定 2022年(令和4)4月施行	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラスチック資源循環法)	プラスチック製品の設計・製造から廃棄物の処理の各段階において、 3R+Renewable(再生可能資源への代替)の原則に則り、ライフサイクル全体を通じたプラスチック資源循環の促進を図ることを目的としています。			



※資料:「日本の廃棄物処理の歴史と現状」(平成26年2月 環境省)

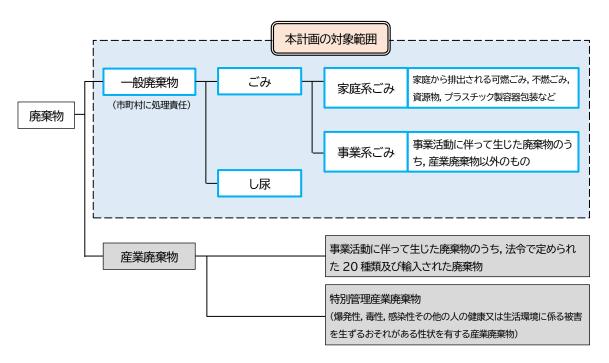
3 計画の対象区域

本計画の対象区域は、本市全域とします。

4 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、廃棄物のうち、市町村に処理責任のある一般廃棄物を対象とします。

■廃棄物の区分と本計画の対象範囲



5 計画期間と目標年度

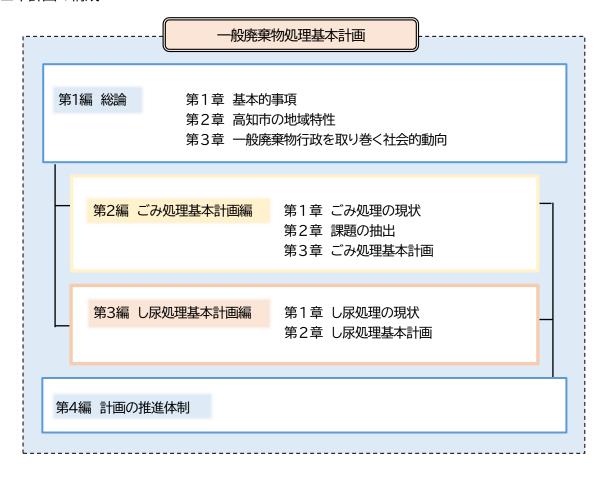
本計画の計画期間は、2023(令和5)年度から2032(令和14)年度までの10年間とし、2032(令和14)年度を目標年度とします。

なお、計画期間中に社会情勢の変化や関連する法制度の動向等により、計画の前提となる諸 条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直しを行うものとします。

6 計画の構成

一般廃棄物処理基本計画は,通常,ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画で構成するものですが,本市では,別途,生活排水処理構想を定めていることから,前計画に引き続き,本計画においても,「ごみ処理基本計画」と,し尿処理に限定した,「し尿処理基本計画」の2つの基本計画で構成します。

■本計画の構成



第2章 高知市の地域特性

1 自然環境

(1) 位置と地勢

本市は、四国南部のほぼ中央に位置し、北部は山林、西部は丘陵地が続き、平野の開けた中央部から南東部にかけて都市、同じく平野の東部には水田地帯が広がっています。

また、南部は土佐湾に面し、海岸線からは雄大な太平洋を一望することができます。

土地は総体的に低く,東・南部の湿田地帯の標高は-1.0m,市中心部の県庁前が3.0m,西部の旭駅前が6.2m,筆山117.9m,正蓮寺330~350m,北方山岳地帯が400~1,200mとなっております。



本市は、年間を通じて降水量が多く、特に夏から秋にかけては台風の進路にあたることから、年によっては 3,000mm を超す世界的にも有数の降水量があります。一方で、年間 2,000時間を超える日照時間は、都道府県庁所在都市で上位に位置しています。

年平均気温は、都道府県庁所在都市の平均値と比較して1~2度ほど高く、総じて温暖です。 なお、戦後は全国的に一貫して気温が上昇傾向にあり、高知市の年平均気温も2度以上上昇しています。

このように、高知市は植物の生育条件として重要な水、光及び気温に恵まれており、農作物などの生産に有利な気候条件にあります。

2 人口の状況

(1) 人口及び世帯数

高知市の総人口は,2005(平成 17)年までは増加傾向にありましたが,それ以降は減少しており,2020(令和2)年国勢調査の結果では 326,545 人となっています。一方,世帯数は総じて増加傾向にあり,2020(令和2)年の総世帯数は 154,171 世帯となっています。

1世帯当たりの人員は減少傾向にあり、2020(令和2)年で 2.12 人となっています。なお、高知市では単身世帯の割合が高く、2020(令和2)年で 42.4%と全国平均(38.0%)を大きく上回っています。

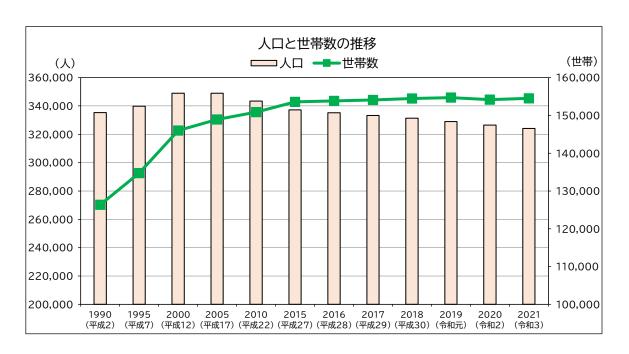
■人口及び世帯数の推移

(人·世帯)

	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
	(平成2)	(平成7)	(平成 12)	(平成17)	(平成 22)	(平成 27)
人口	335,287	339,864	348,979	348,990	343,393	337,190
世 帯 数	126,343	134,742	146,014	148,902	150,857	153,594
1世帯当たり人数	2.65	2.52	2.39	2.34	2.28	2.20

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
	(平成 28)	(平成 29)	(平成 30)	(令和元)	(令和2)	(令和3)
人 口	人 口 335,231		331,368	328,937	326,545	324,099
世 帯 数	世 帯 数 153,824		154,490	154,703	154,171	154,519
1世帯当たり人数	2.18	2.16	2.14	2.13	2.12	2.10

※資料:国勢調査,2016(平成28)から2019(令和元),2021(令和3)は高知市推計人口(各年10月1日現在)



(2) 年齢別人口

年齢3区分別人口の割合を見ると,2020(令和2)年現在で0~14歳が12.0%,15~64歳が57.7%,65歳以上が30.3%となっており,年々高齢化率の上昇,若年層の減少が進んでいます。

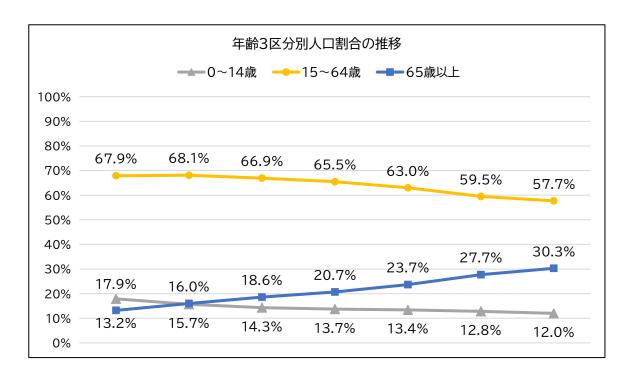
■年齢3区分別人口の推移

(%)

	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
	(平成2)	(平成7)	(平成 12)	(平成 17)	(平成 22)	(平成 27)	(令和2)
0~14歳	17.9%	15.7%	14.3%	13.7%	13.4%	12.8%	12.0%
15~64歳	67.9%	68.1%	66.9%	65.5%	63.0%	59.5%	57.7%
65 歳以上	13.2%	16.0%	18.6%	20.7%	23.7%	27.7%	30.3%

※資料:国勢調査(各年10月1日現在)

旧高知市・旧鏡村・旧土佐山村・旧春野町の合計値。端数調整等の関係で表記数値合計は100%にならない。



3 産業構造

(1) 産業大分類別事業所数

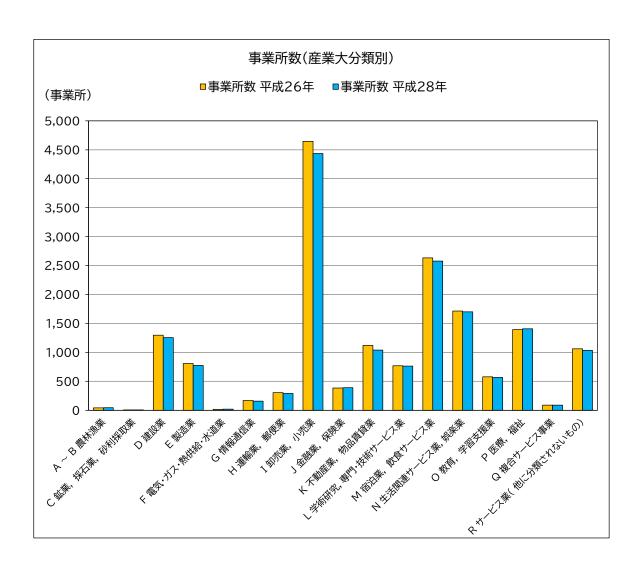
平成 28 年経済センサス-活動調査結果について、産業大分類別に事業所数をみると、「卸売業、小売業」が 4,436 事業所(構成比 26.8%)と最も多く、続いて「宿泊業、飲食サービス業」が 2,576 事業所(構成比 15.6%)、「生活関連サービス業、娯楽業」が 1,700 事業所(構成比 10.3%)、「医療、福祉」が 1,407 事業所(構成比 8.5%)となっています。

平成 26 年経済センサス-基礎調査と比較すると、「農林漁業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「金融・保険業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」以外の産業で事業所数が減少しており、中でも「卸売業、小売業」の減少数は 209 事業所(前回比 4.5%減)と最大となっております。

■産業大分類別の事業所数

産業大分類	事業所数		構成と	比(%)	平成 26~28 年		
性未八刀規	平成 26 年	平成 28 年	平成 26 年	平成 28 年	増加数	増加率(%)	
合 計	17,037	16,555	100.0	100.0	△ 482	△ 2.8	
A~B 農林漁業	41	44	0.2	0.3	3	7.3	
C 鉱業,採石業,砂利採取業	6	5	0.0	0.0	△ 1	△ 16.7	
D 建設業	1,298	1,256	7.6	7.6	△ 42	△ 3.2	
E 製造業	808	776	4.7	4.7	△ 32	△ 4.0	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	18	19	0.1	0.1	1	5.6	
G 情報通信業	168	157	1.0	0.9	△ 11	△ 6.5	
H 運輸業,郵便業	305	291	1.8	1.8	△ 14	△ 4.6	
I 卸売業, 小売業	4,645	4,436	27.3	26.8	△ 209	△ 4.5	
J 金融業, 保険業	384	390	2.3	2.4	6	1.6	
K 不動産業,物品賃貸業	1,120	1,040	6.6	6.3	△ 80	△ 7.1	
L 学術研究, 専門・技術サービス業	769	765	4.5	4.6	△ 4	△ 0.5	
M 宿泊業,飲食サービス業	2,634	2,576	15.5	15.6	△ 58	△ 2.2	
N 生活関連サービス業,娯楽業	1,716	1,700	10.1	10.3	△ 16	△ 0.9	
O 教育, 学習支援業	578	567	3.4	3.4	△ 11	△ 1.9	
P 医療,福祉	1,395	1,407	8.2	8.5	12	0.9	
Q 複合サービス事業	89	90	0.5	0.5	1	1.1	
R サービス業(他に分類されないもの)	1,063	1,036	6.2	6.3	△ 27	△ 2.5	

[※]資料:高知市の事業所-平成28年経済センサス-活動調査結果-(令和3年4月高知市)



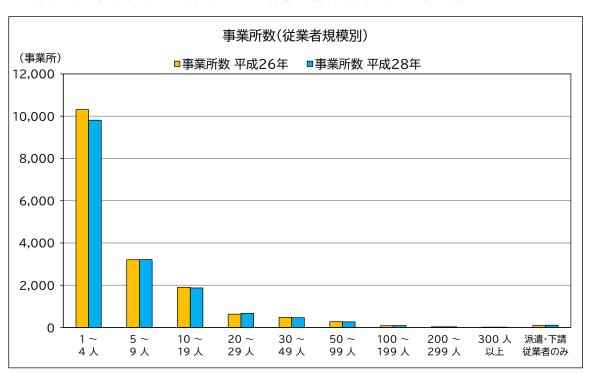
(2) 従業者規模別事業所数

平成 28 年経済センサス-活動調査結果について、従業者規模別に事業所数をみると、「1~4人規模」が 9,813 事業所(構成比 59.3%)と最も多く、続いて「5~9人規模」が 3,214 事業所(構成比 19.4%)、「10~19 人規模」が 1,874 事業所(構成比 11.3%)となっており、全体の 90.0%(14,901 事業所)を従業者数 20 人未満の事業所が占めています。

■従業者規模別の事業所数

従業者規模	事業所数		構成と	Ľ (%)	平成 26~28 年	
化未自从供	平成 26 年	平成 28 年	平成 26 年	平成 28 年	増加数	増加率(%)
合 計	17,037	16,555	100.0	100.0	△ 482	△ 2.8
1~4人	10,310	9,813	60.5	59.3	△ 497	△ 4.8
5~9人	3,207	3,214	18.8	19.4	7	0.2
10~19人	1,904	1,874	11.2	11.3	△ 30	△ 1.6
20~29人	630	670	3.7	4.0	40	6.3
30~49人	479	462	2.8	2.8	△ 17	△ 3.5
50~99人	276	272	1.6	1.6	△ 4	△ 1.4
100~199人	86	96	0.5	0.6	10	11.6
200~299人	30	30	0.2	0.2	0	0.0
300 人以上	20	17	0.1	0.1	Δ3	△ 15.0
派遣・下請従業者のみ	95	107	0.6	0.6	12	12.6

※資料:高知市の事業所-平成28年経済センサス-活動調査結果-(令和3年4月 高知市)



1 持続可能な開発目標(SDGs)

気候変動や天然資源の減少,生物多様性の損失,貧困,ジェンダーの平等など,世界中のあらゆる問題に対応するため,2015(平成27)年9月の国連総会において,「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。この2030アジェンダでは,「誰一人取り残さない」という理念のもと,「世界の貧困をなくす」,「持続可能な世界を実現する」ことを目指して,2030(令和12)年を達成期限とする「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられ,17のゴールと169のターゲットが設定されています。

廃棄物分野に関するターゲットとして、小売・消費レベルにおける食料廃棄の半減(12.3)や、3Rの促進による廃棄物の大幅な削減(12.5)のほか、プラスチックごみによる海洋汚染の防止(14.1)、廃棄物の適正処理(11.6)などが設定されています。

SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT GALS



2 第四次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針や、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めたもので、2018(平成30)年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」(以下「第四次循環基本計画」という。)が閣議決定されました。

第四次循環基本計画では,循環型社会の形成に向けた取組の中長期的な方向性として,持続可能な社会づくりとの統合的な取組の将来像が定められています。

3 食品ロスの削減

食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことです。2020(令和2)年度の日本における食品ロス発生量の推計値は約522万tで、その内訳は、家庭系が約247万t (47%)、事業系が約275万t(53%)となっており、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。

また, 食品ロスの削減は, 「持続可能な開発目標(SDGs)」のターゲットの1つとされ, 2030 (令和12)年までに世界全体の一人当たりの食料廃棄を半減させることが盛り込まれています。

こうした状況を踏まえて、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、2019(令和元)年10月に「食品ロス削減推進法」が施行され、2020(令和2)年3月には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。この基本方針では、第四次循環基本計画等との整合を図り、家庭系及び事業系の食品ロスを2030(令和12)年度までに2000(平成12)年度比で半減するとの目標が定められています。

4 プラスチック資源の循環

海洋プラスチックごみ問題,気候変動問題,諸外国の廃棄物輸入規制強化といった幅広い課題に対応するため,2019(令和元)年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。この戦略では,「3R+Renewable(持続可能な資源)」を基本原則として,プラスチックのリデュース等の徹底,効果的・効率的で持続可能なリサイクルの推進,再生材・バイオプラスチックの利用促進によって,実効的なプラスチック資源の循環を図ることなどが重点戦略として位置付けられ,6つの野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げています。

さらに、様々な製品に使用されているプラスチックに関して、包括的に資源循環する体制を強化し、製品の設計から廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体における資源循環等の取組を促進するための措置を講じる「プラスチック資源循環法」が2021(令和3)年6月に制定され、2022(令和4)年4月に施行されました。プラスチック資源循環法では、プラスチック使用製品設計指針の策定と適合製品の認定、ワンウェイプラスチックの使用の合理化、プラスチック使用製品及品廃棄物の分別収集及び再商品化等の措置が講じられています。

